

平成29年12月13日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成29年12月13日(水曜日)午前10時00分開会

---

出席委員(6名)

委員長	鎌田 礼二 君		
副委員長	山本 進 君		
委員	小野 幸男 君	香取 嗣雄 君	
	今野 恭一 君	曾我 ミヨ 君	

---

出席議長団(1名)

副議長	伊藤 博章 君
-----	---------

---

欠席委員(なし)

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市民総務部長 兼政策調整監	小山 浩幸 君	市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳 君
市民総務部 危機管理監	安藤 英治 君	市民総務部 政策課長	相澤 和広 君
市民総務部 財政課長	末永 量太 君	市民総務部 税務課長	武田 光由 君
教育委員会 教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	阿部 光浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田 幹枝 君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤 英史 君
産業環境部 水産振興課長	並木 新司 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局次長		事務局次長	鈴木 忠一 君
事務局長	鈴木 康則 君	兼議事調査係長	
議事調査係主査	平山 竜太 君	議事調査係主事	片山 太郎 君

---

会議に付した事件

- 議案第 6 4 号 塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 5 号 塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 6 号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 9 号 塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 8 0 号 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 請願第 7 号 「学校図書館図書整備等 5 か年計画」による予算拡充の決議を求める請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第64号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」、議案第65号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第69号「塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第78号「工事請負契約の締結について」、議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」、並びに閉会中の継続審査となっております請願第7号「『学校図書館図書整備等5か年計画』による予算拡充の決議を求める請願」の8件であります。

これより議事に入ります。

議案第64号ないし第66号、第69号、第70号、第78号及び第80号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をいただきます案件は、塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例外計7件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、財政課から、議案第64号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.6の議案資料3ページをお開き願います。

塩竈市行政組織条例の一部改正につきまして、1の概要でございます。本市震災復興事業の進捗等に伴いまして、平成30年4月1日の実施に向けて組織機構の再整備を行いたく、所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、2の主な改正内容に記載してございますとおり、震災復興推進局の業務を建設部へ移行するため、塩竈市行政組織条例におけます震災復興推進局、局、局長等の文言について改正をするものでありまして、同様に、塩竈市議会委員会条例及び一般職の職員の給与

に関する条例におきましても、文言の改正を行うものでございます。

3の組織機構再整備の内容についてですが、(1)については、ただいま説明いたしましたとおり震災復興推進局の廃止により復興推進課を建設部に設置するものでございます。

(2)の復興推進課の係体制につきましては、参考の図にもございますが、あくまで現段階の案ではございますが、現在の1課5係体制を1課3係体制に再編したいと考えておるところでございます。これらの係体制につきましては、係の名称も含めまして、なお検討を進めてまいりたいと考えております。

一番下の棒グラフをごらんください。これは震災復興推進局復興推進課の決算及び決算見込みのグラフでございます。単位は億円単位でございます。おわかりいただけますとおり、平成28年度決算の99.2億円、この年は災害公営住宅整備事業の決算が82.6億円でありまして、この年度をピークとして平成29年度以降は大きく減となっていく見込みであります。海岸通地区市街地再開発事業や浦戸地区の漁港施設災害復旧費など、これらの重要な本市復旧・復興事業につきましては、建設部に設置されます復興推進課の新しい執行体制でしっかりと対応していくこととしたいと考えております。

最後に、同じ資料、1ページないし2ページには条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

議案第64号におけます財政課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 私からは、議案第65号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号1、市議会定例会議案の5ページをお開きいただければと思います。

本条例改正の趣旨につきましては、国の地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本市の育児休業条例につきまして、法に基づく所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

本条例の改正内容につきましては、資料番号6、市議会定例会議案資料を用いましてご説明いたします。

恐れ入ります、資料番号6の6ページをお開きいただければと存じます。

制度改正の内容でございますが、下の図にお示しいたしておりますように、非常勤職員の育児休業期間につきまして、現行では最長1歳6カ月まで延長が可能でありましたものを、さらに6カ月の再延長ができるように改め、最長で2歳まで育児休業の取得を可能とし、きめ細やかな子育て支援の充実を図ろうとするものでございます。

同じ資料の4ページから6ページ上段までに条例の新旧対照表を記載いたしておりますので、後ほどご参照をいただければと存じます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 続きまして、議案第66号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号1の定例会議案6ページ、また、資料番号6、定例会議案資料7ページをお開き願います。

今回の条例改正ですが、地方税法等の改正により配偶者控除の定義の変更に伴う用語の整理でございます。

現在、配偶者の所得が38万円以下である場合には、扶養する側は自身の所得金額に関係なく扶養控除を受けることができ、その際に、控除の対象となる配偶者を控除対象配偶者と呼んでおります。平成30年1月1日以降、つまり年明けの所得からは、扶養する側の合計所得金額が1,000万円を超えますと配偶者控除が適用されなくなります。これにより、これまでの控除対象配偶者が同一生計配偶者へと定義が変更され、同一生計配偶者の中で扶養者の所得が1,000万円以下で実際に扶養対象となる方を控除対象配偶者とすることから、今回の用語の整理を行うものです。

なお、条例の施行日は平成31年1月1日でございます。住民税への反映は平成31年度分、再来年度の課税からとなりますが、所得としましては、先ほど申し上げましたとおり、来年、平成30年度の所得分からが対象となります。

議案第66号につきましては以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○鎌田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 続きまして、政策課より、議案第69号「塩竈市個人情報保護条例及び塩竈市情報公開条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号6、市議会定例会議案資料をご用意いただきまして、42ページを

お聞きいただきたいと思います。

1. 今回の条例改正の趣旨でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正が行われましたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、大きく2つございます。

1点目は、(1)に記載しておりますとおり、個人情報の定義の明確化であります。ページ中段の図をごらんいただきたいと思います。図の左寄りに縦の破線がございますが、その左側をごらんください。これまでは個人に関する氏名、住所、生年月日など特定の個人を識別することができるものを個人情報として定義をさせていただいておりましたものでございます。今回の条例改正により、これまでの定義に加え、縦線右側に記載の顔認識データや指紋認識データといった身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号、また、旅券番号、基礎年金番号といった対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入または書類に付される符号といった個人識別符号といったものにつきまして、個人情報として明確に定義を行うものでございます。

次に、改正の2点目でございますが、(2)に記載しておりますとおり、要配慮個人情報につきましても定義の明確化を図るものでございます。これまでも本市の個人情報保護条例におきましては収集の制限をしておりますが、その思想、信条または信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、いわゆる「センシティブ情報」というふうに呼ばれておりますが、このセンシティブ情報に加えまして、下段の表に記載しておりますが、診療や健康診断といった、項目1に記載のとおり病歴に準ずるもの、それから、2に記載の犯罪の経歴に準ずるもの等につきまして、今回の条例改正により要配慮個人情報として収集の制限の明確化を図るものでございます。

3、施行日につきましては公布の日ということでございます。

なお、今ごらんいただいております資料の27ページから41ページに条例改正の新旧対照表をお示しさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、政策課から議案第69号につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 それでは、私から、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、総務課所管に係る内容につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、初めに、本補正予算に係る東日本大震災塩竈市追悼式の事業の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号6番、定例会議案資料の53ページをお開き願います。

1の概要でございますが、本件は、東日本大震災で犠牲になられた市民の方々を追悼するため、来年3月に追悼式を開催しようとするものでございます。

2の追悼式の開催概要につきましては、(1)日時は、平成30年3月11日14時30分から、(2)場所は、塩釜ガス体育館第1競技場、(3)形式等といたしまして、無宗教・献花方式によりとり行ってまいります。(4)の出席者につきましては、①のご遺族を初め④までの皆様に案内状の送付、市広報等でご案内を申し上げ、約700名の出席を予定するものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は総額で437万8,000円、その財源といたしまして、ふるさとしおがま復興基金からの繰入金により全額措置しようとするものでございます。

4の今後の予定でございます。本補正予算をお認めいただきました後、1月には来賓、出席者等を固めながら、2月に出席案内の送付、あわせて広報、ホームページで広く周知を行い、3月11日の開催に向けまして準備を進めてまいりたいと考えてございます。

事業概要については以上でございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料番号5番、一般会計補正予算説明書の9ページないし10ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに歳出予算より説明させていただきます。

今回補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第8節報償費におきまして、式典の手話通訳、追悼演奏者等への謝金として42万6,000円を、第11節需用費で消耗品等の開催経費として20万8,000円を、第13節委託料で祭壇設置等に係る委託料として356万4,000円、第14節使用料及び賃借料で塩釜ガス体育館の会場等使用料として18万円、合計で437万8,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、本事業費に係ります歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料、5ページないし6ページへお戻りを願います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節におきまして、



説明欄の一番上に記載のとおり、先ほど申しあげました歳出予算同額の437万8,000円の繰入金  
金を財源として計上するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」につつま  
して、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入ります、同じ資料、資料No.5の補正予算説明書9ページ、10ページをお開き願います。

歳出、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費でございますが、9ページの中ほど  
にございます補正額が500万円の増額補正でございます。右側、10ページ側をごらんいただき  
ますと、内訳としましては第13節委託費としまして壱番館事務所整備業務委託料が130万円、  
第18節備品購入費としまして事務用備品が370万円の内訳となっております。

この補正につきましては、組織機構の再整備に伴います復興推進課の建設部への設置に伴い  
まして、現在の本庁舎東側分庁舎から壱番館庁舎2階への移転準備のための経費となつてご  
ざいます。具体的な内容につきましては、後ほど資料No.6の議案資料でご説明いたします。

続きまして、同じ資料No.5の3ページ、4ページにお戻りください。

ページ最上段にございます歳入、第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税でご  
ざいますが、補正額はマイナスの9億8,905万5,000円でございます。4ページ側の説明欄に  
ございますとおり、特別交付税がマイナス1,602万4,000円、震災復興特別交付税がマイナス  
の9億7,303万1,000円でありまして、いずれも決算整理に向けた歳出事業費の減に伴います  
財源としての地方交付税の減額補正であります。

恐れ入ります、ページが飛びまして7ページ、8ページをごらんください。

上段の第19款繰越金第1項繰越金第1目繰越金でございますが、4億400万円の歳入の増額  
補正となっております。これはさきの9月定例会で認定をいただきました平成28年度決算に  
おけます実質収支の2分の1に当たる前年度繰越金でございます。今回の補正予算の所要  
一般財源に対する充当財源として計上するものでございます。

あわせまして、前のページ、5ページ、6ページにお戻りください。

ページ上段、第18款繰入金等1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金でございますが、補  
正額がマイナスの1億6,197万6,000円となっております。この財政調整基金につきましても、  
今回の補正予算の所要一般財源に対する財源として計上するものであります。前段説明い

たしました前年度繰越金の計上や決算整理に伴います歳出の減などの影響により、所要一般財源分をのみ込んで減額補正となったものでございます。

資料No.5の説明は以上でございます、次に、恐れ入りますが資料No.6の議案資料をご用意願います。資料No.6の54ページをお開き願いたいと思います。

こちらは、先ほども触れました復興推進課の移転準備費用についての説明資料でございます。

1の概要は割愛させていただきまして、2の移転準備の内容でございますが、①の備品購入費としまして、書類を収納するキャビネット及び現在建設部で統一されている窓口のサインを購入・設置する費用が370万円、委託料としまして、現在の場所から壱番館2階へ机や書類、キャビネット等を運搬するための引っ越し費用として130万円、合わせまして500万円の増額補正を計上するものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費500万円に対しまして、全額一般財源を措置するものでございます。

最後に、4のスケジュールでございます。予算をお認めいただきますれば、来年1月に備品購入及び引っ越しについて発注をし、3月中旬をめどに移転準備、3月末までに移転完了する予定でございます。

財政課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 続きまして、政策課より、議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管の内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5、平成29年度塩竈市一般会計補正予算説明書をご用意いただきまして、9ページ及び10ページをお開き願います。

初めに、歳出予算からご説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費のうち、地域おこし協力隊活用事業につきまして、本年度の協力隊員数につきまして一定の見通しがつきましたので、減額補正をお願いするものでございます。

当初予算におきましては、桂島のノリ養殖漁業で4名、寒風沢の漁業等の支援で4名、計8名の協力隊員を予定していたところでございます。

本年度の取り組み状況でございますが、桂島のノリ養殖漁業として予定しておりました4名のうち、2名は昨年度から引き続いての協力隊員を予定してございましたが、それぞれ無事

に4月と8月に地元のノリ合同会社に就職を果たしたところでございます。あとの2名につきましては、予定どおり本年4月から新たな協力隊員として採用をいたしております。

また、寒風沢で予定しておりました4名につきましては、募集内容について地元の方々と協議を重ねました結果、刺し網漁としてまずは協力隊員2名を受け入れるということになりましたことから、募集を行いましたところ、2名の応募があり、来年3月からということにはなりましたが、協力隊として活動していただく予定となったものであります。

以上のことから、桂島につきましては協力隊員2名分、寒風沢につきましては来年3月からの協力隊として活動していただきます2名分を今後の執行分とさせていただきます、執行が不用となります関係経費につきまして減額補正をさせていただきますものでございます。

具体的な減額補正の内容であります。協力隊員の人件費といたしまして、第1節報酬で1,095万6,000円、第4節共済費で177万4,000円、第8節報償費で110万円、その他事務等経費といたしまして、第9節旅費で39万5,000円、第11節需用費で91万6,000円、第12節役務費で8,000円、第14節使用料及び賃借料で36万円、第19節負担金補助及び交付金で51万5,000円、計1,602万4,000円につきまして減額補正を行うものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料3ページ、4ページにお戻り願いたいと思います。

続きまして、歳入予算についてご説明を申し上げます。

ページ上段でございます第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税第1節地方交付税のうち、説明欄に記載のとおり、特別交付税につきまして歳出予算と同額であります1,602万4,000円の減額補正を行うものであります。

議案第70号につきまして、政策課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、同じく議案第70号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして、教育総務課所管の部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5、補正予算説明書及び資料No.6、定例会議案資料をお手元にご用意願ひます。

初めに、資料No.6の62ページをごらんください。

今回の事業概要でございますが、市内中学校の部活動に対する寄附金を活用し、部活動用の備品の購入整備を行おうとするものでございます。

具体的な整備内容でございますが、市内中学校の吹奏楽部の部活動におきまして必要な楽器を整備しようとするものでございます。整備予定の楽器につきましては、第一中学校、第二中学校、玉川中学校ではそれぞれクラリネットを、第三中学校ではバスドラムとなっております。

事業費、財源の内訳ですが、寄附金100万円を充当しようとするものでございます。

今後のスケジュールですが、補正予算をお認めいただきましたらば、事務手続を進めまして、年明け早々に購入整備してまいりたいと考えてございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明いたしますので、資料No.5の17ないし18ページをごらんください。

本事業に係ります歳出といたしまして、第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費の第18節備品購入費として100万円を計上しております。

次に、同資料の3ページないし4ページにお戻りいただきまして、3ページ、4ページの一番下の欄をごらんください。

歳入といたしまして、第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金のうち、中学校部活動備品等整備事業としまして100万円を計上しようとするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育総務課からは以上でございます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 続きまして、議案第78号「工事請負契約の締結について」につきましてご説明いたします。

資料No.1と資料No.6の資料で説明いたします。

まずは、資料No.1の塩竈市議会定例会議案の20ページをお開き願いたいと思います。

まず、1の工事名でございますが、23年災第9101・9102号野野島漁港北防波堤・－2m物揚場災害復旧工事でございます。

2の工事概要につきましては、後ほど資料No.6で説明いたします。

3の契約方法につきましては一般競争入札、4の契約金額は3億3,480万円、5の契約の相手方は、塩竈市北浜四丁目14番60号、東北重機工事株式会社であります。

それでは、工事の概要についてご説明いたしますので、恐れ入ります、資料No.6の65ページをお開き願いたいと思います。

こちらは、野野島漁港の平面図であります。本議案で発注いたします箇所につきましては、赤く塗られた箇所になります。

まず、北防波堤でございますが、総延長139.8メートルに対しまして、今回復旧延長が121.4メートルでございます。内容につきましては、腹付けコンクリート、嵩上げコンクリートにより施工しますとともに、復旧済みの北5番部分を含めまして消波ブロックを配置するものでございます。

また、-2m物揚場につきましては、今回復旧延長が76.0メートルでありまして、同じく腹付けコンクリート及び嵩上げコンクリートで施工しますとともに、上部をコンクリート舗装により仕上げる内容となっております。

次のページ、66ページをお開きください。

ページの上段は北防波堤の断面図でございます。向かって右側が外洋側、左側が内湾側でございます。既存の防波堤の内湾側に腹付けコンクリートを施工しますとともに、沈下分を上部にかさ上げするものであります。また、内湾側につきましては、堆積土砂を掘削し、被覆石を施す内容となっております。下段の断面図は消波ブロックであります。復旧済みの護岸の外洋側に図のとおり消波ブロックを施すものでございます。

次のページ、67ページをお開きください。

-2m物揚場の断面図であります。上段は海側から見た図でありまして、右手側が浮棧橋側、左手側が北護岸側となります。右手側がT.P. +1.29メートル、左手がT.P. +0.99メートルでございます。中央から右手寄りにすりつけ部がございます。物揚場につきましては、使い勝手に考慮しまして浮棧橋側のT.P. +1.29メートルに対し、北護岸側を30センチ低くするものであります。下段の断面図は一般部とすりつけ部の断面であります。先ほど申し上げましたとおり、北防波堤と同様に腹付けコンクリートと沈下分の嵩上げコンクリート、そして上部が舗装コンクリートの内容となっております。

次の68ページにつきましては工事契約台帳でありますので、後ほどご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 私からは、議案第80号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」についてご説明させていただきます。

資料番号1、定例会議案の23ページと資料番号6、議案資料の91ページをお開きください。

まず、資料番号1の23ページからごらんいただきたいと思います。

塩竈市スポーツ施設である体育館及び温水プールの平成30年度から平成34年度までの5カ年の指定管理の公募を行い指定管理者候補者として選定されました、塩釜市体育協会の指定の議決をいただくという内容のものになっております。

続きまして、資料番号6、議案資料の91ページで、候補者の概要についてご説明いたします。

塩釜市体育協会は、資料にもございますとおり、役員17名、職員21名によって、スポーツ振興に関する事業を行いながら、市民の生涯スポーツ活動等に寄与し、市民が積極的に参画できる環境の提供を目的として運営する特定非営利活動法人であり、平成18年度から本市のスポーツ施設の指定管理者となっております。

事業費規模は、8の第4期の収支決算状況のとおり、いずれの年度も収入が支出を上回る安定的な団体運営がなされているというふうに思っております。

それでは、次のページ、92ページで、審査結果についてご説明申し上げます。

1の経過ですが、10月2日に開催しました塩竈市スポーツ施設指定管理者選定委員会で決定いたしました募集要項等、または選考基準等の内容で、翌3日から募集を開始しております。6日に開催しました説明会には、塩釜市体育協会が参加し、募集締め切りである11月2日までに、同じ団体1者の申請がございました。11月7日のプレゼンテーション・ヒアリング、第3回選定委員会による二次審査の結果、塩釜市体育協会が指定管理者候補者として選定されております。

2の審査概要ですが、庁内外の6名による選定委員会において、提案内容及び価格を応募書類による1次審査、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえた二次審査を行っております。なお、委員1人の持ち点は、提案内容が95点、価格が5点の計100点、委員総計600点満点で採点することとし、価格につきましては予算額4億975万円を上限とし、最低額の場合は5点、その他の申請者については最低価格との比率により採点することといたしました。

3の審査結果でございます。選定委員6名の合計点が467点、100点満点に換算しますと77.8と、最低制限基準の6割を大きく上回ったことから、全会一致で塩釜市体育協会を指定管理者候補者として選定いたしております。

選定における主な評価ポイントでございます。1つは子供の成長期等に応じて参加できるプログラムや、シニア以上につきましても年代に応じた健康づくりに関するメニューの提案が

あったこと、また、競技型玉入れ等、市民が気軽に参加できるイベントや、バドミントン教室等の講座等、幅広いニーズに対応する提案があったこと、さらに、体育協会に関する情報提供の提案があったこと、そして、収益につきましては、指定管理者の新たな事業や職員研修など、スポーツのさらなる振興に充当するとの提案があったこととございます。そのほか、塩釜市体育協会は現指定管理者として施設利用者数も大幅に伸ばしているという実績も評価のポイントとなったことを報告しておきます。

なお、次の93ページには各審査基準項目と塩釜体育協会の獲得点数を、94ページから106ページにはこのたびの募集要項等となっておりますので、ご参照いただきたいというふうに思っております。

議案第80号については以上でございます。よろしくご審議お願いします。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。発言はございませんか。曾我委員。

○曾我委員 1つは、議案第64号の行政組織の条例ですが、これはこれで理解できるんですが、来年度からのさまざまな塩竈市の行政運営の点で、市長の見解を聞くしかないのかなと思うんですが、新たな行政組織なんかを考えているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 恐縮です、質問の意図がよく理解できなかつたんですが、新たな行政組織というご質問であったかと思いますが、今回の提案は震災復興推進局を廃止し、復興推進課を建設部のほうに移転をし、建設部を中心に、残された復旧・復興事業を一体的に推進いたしてまいりたいというご提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そのことは今回議場でも説明もあったので、それはそれとして、さっきも言ったように理解はできませんということです。ただ、新年度から、全体の行政組織なんかについては全く今のところは考えていないのだろうか、これから、もうちょっと言わせていただければ、防災センターがつけられたり、避難タワーですね、そういったことも含めたりして考えていくと、やっぱり来年度からの行政組織のあり方というのは深めていく必要があるのではないかと、というふうに、外から見てそう思うのですが、そういった考えは全くなくて、今回は復興交付金事業の関係だけだということなんでしょうけれども、そういった考えがあるかという

意味で改めて聞いておきたいと思います。

○鎌田委員長 議題からずれますが、いいですか。佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問は避難タワーということではありますが、塩竈市には避難タワーがありませんので、デッキと防災センターということであれば、防災センターについては既に完成をいたしておりますが、中身を今充実させるということで復興庁、復興局とお話をさせていただいておりますが、これは旧来の組織で対応してまいりたいという考え方でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。引き続き、市民の安心・安全な行政を一層努力していただきたいというふうに思っています。

続きまして、議案第69号の個人情報保護条例について伺いたいと思います。いろいろこれまでも個人情報保護の条例改正とか取り扱いなどもいろいろ説明があったんですが、なかなかこの条例文を読んでも、非常に理解しがたい文章になっているなど。例えば資料No.6の27ページなんかを見ましても非常に理解しにくい文章になっているんですが、そういった42ページのところで図解で説明されているんですけども、まず2つあると。個人情報保護の定義の明確化と、もう一つは要配慮の個人情報の定義の明確化をするんですということです。個人情報保護の定義という点では、この囲んであるところの、今までは氏名、住所、生年月日だけだったんだけど、今回は文字どおり、顔認識データやら指紋やら旅券番号やら、あらゆるものが今回は一括してトータルでやっていくんだよということを定義化をしていくんだろうと思います。つまり政府は本格稼働をこの市町村長、全国の自治体もそうですけれども、こういったことをここで完了させて、本格稼働になるというふうに捉えていいのかどうか、その辺の考え方を聞いておきたいと思います。

○鎌田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 ちょっと本格稼働といった内容がわかりませんが、今回条例改正いたしますのは、今まで氏名、生年月日、住所だけということではなくて、そういったものを踏まえて個人情報というふうに捉えておりました。ですので、今までも、実績はございませんが例えば顔認識データでありますとか指紋認識データ、あと旅券番号といったものが情報公開とかに提出された場合には、当然個人情報として保護をしまいたるところで



ございます。今回は、そういったものが条例上明確化されておりませんので、国が明確化したことに合わせまして、明確にすることで適正な取り扱いを図るということでございますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回の条例改正について、相澤課長にきのう連絡したけれども、これの背景は、平成27年度の国で決まった保護条例の法律と、それからことしの5月17日の国会で決まったものと合わさっているものと伺いました。だから、平成27年度から今年度に国会で通ったことを受けての、本格稼働という私の言い方がちょっとおかしいのかもしれませんが、いずれこの情報を見ますと、今回は、5月17日の成立したものは、総務大臣の監督権限などの強化を行うと。そして、これでマイナンバーカード作業業務を発注した5社コンソーシアムによるシステム構築のミスがあったので、これをきっかけとしているいろいろ調整してきたけれども、これが始まれば本格稼働だというふうに記事には書いてあります。こういう点で、それでもいまだなおかつ年金番号の漏えいは起きていますし、年金自体は3月から始まるとも、新聞などで見ますとそうなっていますので、我々の立場としては、この個人情報保護条例の改正についてはやっぱり問題がたくさんあるということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、続いてお聞きしたいのは、浦戸のほうの関係の工事の関係なんです、防潮堤の関係だけ聞いておきたいと思いますが、第78号の、資料No.6では65ページだと。ここの北防波堤というのは非常に工事が大変なところだったというふうに私も思っていますが、この工事が済めば、寒風沢の工事はほとんど終わるといふふうに考えていいのかどうか、その辺について。（「野々島」の声あり）野々島の。ごめんなさいね。野々島の工事はほとんど終わるといふふうに見ていいのかどうか、お伺いします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今、今回発注の工事が終われば野々島の工事がほぼ終わるのかというご質問をいただきました。

65ページの資料をごらんいただきまして、ここで赤色で塗っている部分が今回の発注工事、まだ今後の発注工事として青色の部分というのが残っておりますので、まだこれからの部分が多く残っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 今後の発注の予定、計画というのはどういうふうになるのか、あらあら教えていただければと思いますが。

○鎌田委員長 並木水産課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今後の発注の予定でございますが、今ここの青い部分、道路と、あと防潮堤の部分が入っております。防潮堤の部分が高さの部分で協議はまとまったんですが、今度、ことしの2月に水準点の見直しがありましたので、その部分で今、その新しい水準点に合わせての高さの変更をかけているところです。この協議が終わり次第、発注のほうを進めてまいりたいと考えております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 これは総務教育常任委員会のほうには契約案件で入っているわけで、最初に本会議での総括質疑もあったので、1者ということでこういうことになってはいるわけですが、安全な工事を引き続き、これからの工事も含めて取り組んでいただくようお願いして、私からの質疑は終わりたいと思います。

以上です。

○鎌田委員長 ほか、ございませんか。山本委員。

○山本委員 それでは、私から何点かお尋ねいたします。

まず、行政組織の条例一部改正であります。震災後、第19次の復興予算の配当で590億円、600億円の復興交付金事業を震災復興推進局一丸となって事業完遂に邁進されたということについては、私は評価させていただきます。本当にご苦労さまでございました。特に派遣職員29名の方々に対しては、改めて感謝申し上げます次第でございます。おかげさまで予算執行率も約85%ということで、今回建設部のほうに組織がえということになったんだと思いますけれども、1つ、あえて懸念というか、そういった意見を述べさせてもらえば、全体の復興計画の中では、長期総合計画との兼ね合いで連携をとりながら、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、そして産業経済の復興、それから浦戸地区の復興ということがありますけれども、今後、各部でもそういう復興計画の執行に当たってはどのような連携をとってされているのかだけ、まずお尋ねいたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、現在、震災復興推進局がまず一つの中心となりまして、本市の復興計画の事業のまず

メインとなるものはご承知のとおり復興交付金事業でございます。復興推進課が基本的には中心となりまして、例えば産業環境部ですとか市民総務部もそうですし、福祉のほうもそうですし、中心となって取りまとめとして実施しておりました。これが総額ベースとしてご承知のとおり85%程度となることによって、一旦は局を廃止して建設部のほうに移動すると。それでも体制としましては、本市の復旧・復興事業に関しましてはもちろん今まだ完成はしておりませんので、その分については建設部の中の復興推進課が中心となって今後も進めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 それではよろしくお願ひしたいということでありますけれども、特に災害公営住宅における一つの大きな課題というのは、今後新たなコミュニティーをつくっていかなきゃならないと。一つの地区が集団で入居されたならばいいんですけども、やっぱり市内各地、あるいは県外の方もいらっしゃいます。そういったようなことで、当然全庁的な連携のもとに、その辺のケアなりをやっていかなきゃならないんですけども、その辺の組織的なイニシアチブをとるのはどこでしょうかね。

○鎌田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 組織的にはただいまご提案申し上げましたとおり建設部の中に復興推進課ということで設置はいたしますけれども、全庁的なコントロールというか、そういったものにつきましては、今も震災復興本部会議というものを定期的で開催しておりますので、そういった中で相互調整というのは当然図っていくと思いますし、その他、人事組織面等、あるいは行政組織、権限等につきましては市民総務部のほうでは引き続きそういった役割を果たしていくということになるかと思ひます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ新しく生活される方々が、孤独の中で不安を抱えながら生活するのではなくて、やっぱり今社会福祉協議会に委託されているようで、皆さんがスタッフが親身になって相談されているというのを見て安心しているわけですけども、行政としてもそういうところのフォローというものを十分していただきたいということが1つです。

それから、所管がちよっと違いますけれども、特に子育て支援施設もできることでありますので、そういうところとの連携を十分していきたいと。

あと問題は、いろいろ先ほど出た避難デッキなり、あるいは先ごろ竣工式があった越の浦のポンプ場とか藤倉のポンプ場、それから中の島、そして防災センター等々も、今後のその利活用、そして評価というものをどのようにされていくのか、また、それをどこでやるのかだけ、ちょっとお尋ねいたします。

○鎌田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 震災復興の計画に基づく評価というものは、いずれ全庁挙げて、先ほど言いました本部会議のほうを中心に行っていくことになるかと思えます。

また、復興交付金事業につきましては、復興交付金事業そのものの総括あるいは報告というものを国から求められておりますので、そちらは復興推進課中心に取りまとめていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

そういう意味で、おおむね計画どおり推進されているということで、私たちも感謝するとともに、評価させていただきたいし、今後ともこれが全て完遂されることを期待して、この件については終わらせていただきます。

それから、2点目として、議案第80号のスポーツ施設の指定管理者の指定について若干お尋ねします。これは、先日の総務教育常任委員協議会でも私はお話し申し上げました。平成20年の12月に、地方自治法第252条の17、これは職員の派遣ですね、これに基づいて総務省通知がなされまして、指定管理に当たっては公的責務を果たせる人材の配置、それから人件費の減額を招かない、つまり安かろう悪かろうでもって指定管理とするんじゃないよということですね。それから、受託団体における非正規職員雇用の置きかえ等々をしないようにと。それから、もちろん労働基準法の遵守ということはそれでうたわれておりますけれども、今回指定するに当たって、指定管理者となった団体について、発注者側である市、教育委員会としてどの程度内部的な問題を把握されているかお尋ねします。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 議案資料6の105ページのほうで、これが仕様書になるんですが、(8)その他というのがございます。ここの①のところの下段のほうに、その他関係法令集を遵守することというふうな部分を仕様書にきちんと明

記しておるところでございます。これについては、労働基準法並びに労働契約法等についても全て含んでいるというふうな部分の中での仕様という形になっております。

今委員おっしゃるとおり、これからそういった来年の3月の段階で法令施行されてから5年という経過がされますので、その中でまたきちんとその部分を確認していきたいと思ひますし、総務教育常任委員協議会以降、委員からご指摘あったことを踏まえて指定管理者候補者のほうに確認したら、この法令は知っているというふうな部分でしたので、ぜひ遵守してほしいというふうな内容についても改めてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひそうしていただきたいと。

それから、特に連日マスコミをにぎわしております、いわゆる雇いどめですね。これは平成24年に労働契約法が改正されて、平成25年4月1日以降に有期労働契約を締結・更新した非正規労働で例えば1年あるいは2年でもって雇用したものが通算5年になったら、その後、期間の定まらない契約にいくということがありますので、4年目でもって雇いどめ、つまりもう雇用しないというようなことが、今いろいろなところで、大学とか、そういったところでもって問題になっておりますけれども、そういったようなケースというのは予想はされておらないですか。ないですか。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 想定されるのは、団体の経営不振とか、そういったものが非常に大きな部分かなというふうには思っておりますが、今の段階では、先ほど安定的な経営というふうな部分もありまして、その辺についても、今のところは団体のほうでは考えていないというような話を伺っておりますので、先ほどの繰り返しになりますが、これまた3月以降、そういった部分についても、我々も観察していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私は体育館を利用させていただいておる関係で、今指定管理者となっている体協の特に若いインストラクターの方といろいろお話しする機会があるんですけども、やっぱり彼らが将来的に塩竈市のスポーツ振興の一翼を担うという使命感を達成できるような雇用環

境というものを、やはり発注者側である市も重大なる関心を持ってやっていただければなどというふうに考えます。そういう意味で、彼らのモチベーションが高まるような雇用条件、雇用環境というものを十分監視していただければなどというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

この関係について1つだけちょっと気になるのが、先ほどの資料No.6の93ページの中の審査基準項目ですけれども、その中で、事務的能力の評価が60点満点中46点と、他項目に比べてちょっと低いのかなということでありまして、そういう意味では、施設管理運営に必要な人員あるいは人材の確保がされているのか、あるいは労働条件、勤務体制は適切なのか、あるいは、特に人材育成のための職員研修体制はあるのかということについて、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 この3点につきましては、全て体制としてはあるというふうな話では聞いております。ただ、先ほど申したように、評価の部分にもあったんですが、人材育成のための研修体制というふうな部分がまだなかなか、職員の入れかえとかそういった部分の中で十分ではないということもあった関係で、今後とも指定管理者のほうでぜひ事業収益を活用しながら人材研修、さらには市民のスポーツの推進に役立てたいというふうな回答をいただいているところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひそういうところを、単に指定管理者として認めたものだからあとはどうぞご自由にではなくて、やはりそこで働く人々、職員の方、そして施設を利用されている市民の多くの方々がやっぱり満足できるような、そういったような運営をしていただきたいということを希望しております。

最後に、資料No.5の9ページ、10ページにあります地域おこし協力隊、これは総括質疑で市長答弁で理解いたしましたし、先ほどの相澤課長の説明でも十分理解いたしましたところであります。

それで、初歩的な問題としてちょっとお尋ねするのは、けさの新聞報道にありましたように、気仙沼でマグロはえ縄の漁船員の募集ということでもって、インターネット、ホームページを使って大分PRしているということでもありますけれども、塩竈市の場合、ホームページで

の地域おこし協力隊のPRはされておりますでしょうか。

○鎌田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 地域おこし協力隊の募集に当たりましては、昨年、平成27年度に平成28年度スタートをめどに募集を開始させていただいたところでございます。これまでご説明差し上げておりますとおり、最初、桂島ということでノリ養殖漁業の協力隊を募集したところではありますが、その際、フェイスブックを通しまして募集をしたところ、その募集にちょっとつながってはおりませんが、フェイスブックの中で当時5,000件というアクセス数、最大だったかと思いますが、あったのは記憶してございます。ただ、その後、地元の方と協議をしまして、やっぱり地元の浦戸の方々としては、一般的に誰でも受け入れたいというようなことではなくて、やっぱり地元と調和される方、そして漁業、そういった地元のなりわいに意欲のある方をぜひ募集したいということで、例えば今回寒風沢の刺し網漁につきましては、県が行っております漁業の短期研修といったところに、政策課の職員、それから地元の漁師の方々ともどもご説明に伺いまして、そういったところにより意欲のある方に働きかけをさせていただいているというのが現状でございます。その結果、2名応募いただきまして、来年3月からということですので、よろしく願い申し上げます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

聞けば、この地域おこし協力隊を全国的に次々次々と渡り歩いているというふうな方もいらっしゃるというようなことは聞いております。結局3年というように期間も限られていますから、次はどこへ行く、次はどこへ行くということで、一つのそういった、マニアという用語弊はありますけれども、そういった方がいらっしゃるということで、県との協力の中、やっぱり地元の意向を十分酌みながらやっていただければなど。

やっぱり一番は、私も昨年相澤課長と一緒に彼らと桂島でお会いして1時間ほど話し合ったんですけども、その中の2名の方が就職されたということでよかったなと思うんですけども、将来にわたる生活設計というのはやっぱり彼らの一番の考えるところでありまして、安定した生活基盤ができる、具体的に言えば例えば漁業権とか、あるいは一定程度の営業権とか、そういったものが将来の生活設計の大きな糧になりますので、その辺のところまで導いていければいいのかなと。3年間終わったから、じゃあ終わりです、ご苦労さまでしたではなくて、その辺、やっぱり地域の地元の漁協を初めとした協力が一番大事だと思うんです

けれども、その点だけ1つ確認して終わります。

○鎌田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今、山本委員からご指摘いただいたことにつきましては、全くそのとおりだというふうに認識してございます。今後も地元の方とより協力隊が、例えば職をやめて浦戸に移住していただくと、もしくは家族ともども移住していただくというふうな、いろいろ人生を切りかえるというふうな決断をされて協力隊というふうなことで参加していただいているものと考えておりますので、委員が言われましたとおり、引き続きそういった環境の促進といたしますか、整備につきまして努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 ほか、ご発言。小野委員。

○小野委員 私からは何点か確認をさせていただきます。

初めに、資料No.6の53ページの塩竈市の追悼式の件ですけれども、資料No.5の10ページのほうに、8節にその他謝礼ということで手話とか、あとは演奏ですか、そういったものの謝礼として42万6,000円ほどございますが、この点はほかにはこの中に入っているのか、それとも、内訳みたいな、手話と演奏の部分、ちょっと教えてほしいんですけれども。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 追悼式関係で、手話通訳と追悼演奏の方へのそれぞれの謝礼ということで今回予算を計上させていただいてございます。こちらの内訳につきまして、追悼演奏といたしまして約40万円ということで、今までの実績の中ではお支払いをしている状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、いろいろ演奏等は追悼演奏でそのところにあったということがあると思いますけれども、ほかにそういったところで演奏とかこういったことをしたいとか、そういう感じの声は上がってはきていないですか。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 そのほかに、ほかの演奏等という声が……（「そういうことをその場でというのでは……。はい、委員長」の声あり）



○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 要するにそこで、私もそういったところで演奏したいとか、演奏させてくれないかとか、そういった声はないんですかということです。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 そういったお声は、実際そういうお申し出をいただいているケースというのはあるというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。こういった式典ですのであれですけれども、遺族の人の声とか、いろいろあると思いますけれども、そういったところも考えていただきながら、式典の演奏とかそういった部分が、どういう中身になっているのかということで若干お聞きをさせていただきました。

それで、次に、資料No.6の54ページの復興推進課の移転準備ということでありましてけれども、この移転後に現事務所として利用しているプレハブは解体するのかどうか、また別に活用するのか、わかりませんが、そういった費用等はこういった中には入っているわけではなくて、移転ということの作業と、あとはパネル設置、そういったものだけなんでしょうか。その内容についてお伺いたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

今回ご提案させていただいております予算につきましては、あくまで書類等をしまうキャビネットですとか、あとは今建設部に既に何々課、何々課というサインがございますけれども、あれの復興推進課というサインを新たにつくったりとか、あとは……、申しわけございません、現在のプレハブに関しましては今回の予算のほうには解体費用としては入っておりません。課が来年4月1日以降、建設部からスタートしますので、後、そのプレハブについては解体する方向で考えてございます。ただ、今回、予算のほうには入っておりません。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。スペースが今度あくわけですけれども、そういったところをどうしていくのか、今後出てくるんでしょうけれども、その点もなるだけ駐車場関係も、あとはま

た市民の方の利便性の部分でも、そういったところにも活用できるのであれば、そういったことも考えながらお願いをしたいなと思っておりました。よろしくお願いをしたいと思いません。

最後に、同じ資料の62ページの中学校の部活動備品等整備ということで、楽器の整備ということで、この点は私も総務教育常任委員協議会のほうでそういったところを力を入れてほしいというところも言うておりましたけれども、今回、100万円の中でクラリネットとバスドラムということで書かれていますけれども、こういった事業は継続して今後もやっていただきたいという思いがあるんですが、こういったところ、こういった計画、お考えなんですか。その辺、確認をさせてください。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

計画的にということですが、今回、前回と同様ご厚志によつての楽器購入ということになってございます。このご厚志がいつまでというふうな、ちょっとお答えはできないところではございますが、できる限りこちらとしても学校に割り振っている備品ですとか、そういった備品費の中から修繕代とか、そういったことをそちらに充当しているところを工夫しながら楽器のほうに、各学校で部活動で支障のないような形での整備をというふうに目指しているところではございますか、いかんせんといいますか、単価が非常に高価なものもあるので、予算に見合った形での工夫、それから知恵を出し合いながらの整備という形にさせていただきますたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今回の教育フェスティバルにおきましても、玉川中学校でしたっけ、すばらしい音を聞かせて、子供たちの輝きを見せての取り組みが本当にすばらしいなと思ったところですが、やっぱりこういった楽器とか、そういったところにこっち側としても若干の配慮というか、ちょっと力を加えていただきまして、生徒の皆さんがそういった取り組みの姿勢というか、本当に頑張っておりますので、そういったところも酌みながら、継続性を持って、若干予算をアップできるのであれば、そういったことも考えながら、今後とも学校、生徒のために力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時15分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第64号ないし第66号、第70号、第78号、第80号について採決をいたします。

議案第64号ないし第66号、第70号、第78号、第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号ないし第66号、第70号、第78号、第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について採決をいたします。

議案第69号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時19分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第7号「学校図書館図書整備等5か年計画」による予算拡充の決議を求める請願を議題といたします。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 私から、さきに提出されました請願に基づいて、その後、いろいろ委員会で検証したことを踏まえて、その請願の願意と申しますか、そういうところの妥当性を検証させていただきました。

実は、市内、第二小学校と第三中学校……（「玉川」の声あり）玉川小学校とそれから第三中学校の学校図書を視察させていただきました。先生方に聞きますと、確かに学校図書費は大分予算化されて来るようになったと。それで図書の整備はされてきているというふうな感想を漏らしておりました。私たちから見て、それではその図書館に従事されている方はどうい方でしょうかということでもいろいろ聞きますと、必ずしも図書司書の資格を持った方とかということではなくて、非常勤の方とか、それから先生が手すきのときに図書業務に従事するというので、必ずしも専従の先生が配置されている状況にはないと。特に玉川小学校の場合は、なかなか授業に溶け込めない生徒さんが教室に行かないで図書室に行って先生とお話するというようなことで、図書業務プラス心のケアというか、そういったようなことをされているというふうな状況で、必ずしも学校図書としての事業が充実しているとは残念ながら見ることはできなかつた。

塩竈市の教育、これを見ましても、要は学校図書については、残念ながら明記されておらない、明文化されておらないというようなことであります。

我々、委員会といたしましては、さきに千葉県袖ヶ浦市を視察させていただきました。袖ヶ浦は、読書教育ということの一つの大きなテーマにして、子供にですね、読書に携わってそして心を育むという教育の一つの柱にしておるわけです。もちろん、ですから司書資格を持っている方が常勤で張りついているということだけではなくて、各学校の図書のデータが袖ヶ浦市の中央図書館、それからその学校、小中学校と全てシステムで結ばれているという状況であります。そして、子供たちは、年1回、図書を踏まえた授業、発表会とか、そういうフォーラムを展開しているということです。これは平成10年度から平成12年度、図書館情報化・活性化推進モデル事業として文科省の地域指定を受けて進めて、それがどんどんどんどん発展しておって、今、袖ヶ浦市の小中学校の教育の大きな柱となり、また、大きなPRになっているということでもあります。やはり児童生徒が図書に親しむと、本に親しむということが成長過程の中で非常に大事な要素だと思うんですけども、そういう意味で、本市と

比較した場合にちょっと残念かなと。

実は、この袖ヶ浦市を担当されている学校教育課長さんは、10年ほど前に第二小学校を視察したそうです。当時、第二小学校は文部科学省からモデル校か何かに指定されたということで視察に来られて、それを踏まえて、現在こういった形で充実されているということでございますので、私はぜひ塩竈市におきましても図書の整備だけではなくて、専任の先生、それから各学校の図書館等をシステムで結ぶ、そのための文部科学省の予算がついているわけでございますので、ぜひ来年度からでもこれを一つの教育の柱に据えていただければなということ強く要望するものでございます。

私からは以上です。

○鎌田委員長 ほか、ございませんか。小野委員。

○小野委員 今、山本副委員長のほうから中身についてはお話があったとおりでございますけれども、私もいろいろ視察させていただきまして、図書の整備というか蔵書というか、そういったところは本市でも毎年予算を増額されて取り組んできているということ、前回もお話があったわけですが、今あったように、図書館の司書的な部分も、うちは心のケアと一緒にやっているという部分があって、どこまでできるかわかりませんが、やっぱりそのところはもっと充実させていく部分もあるなという感じを受けておりますし、あとは本の管理にしても、まだ手書きとか、そういったところで、電算式になっていないという部分が、計画的に本市もやっているといいますけれども、最低限度のところはやっぱり早くそういったところはやっていくべきではないかというところで、やっぱりそれを含め、システム管理という部分でしっかり充実させてほしいなという部分もございました。

あと、ほかで本のやりとりですね、要するにうちの学校にはないけれどもほかの学校にはあるという、そういったところで、やっぱりその学校で必要なときにその書籍がその学校に届けられるというか、その運送というか移動のそういったシステムもやられて充実をされている学校もございます。そして、今回、袖ヶ浦のほうでもそういったこともやって、調べ学習とかいろんなそういったところでも活用をさせていたというところもありましたので、ですので、そういったところをきちんと明確にして、やっぱり計画的に取り組んでいって、学校図書の充実を図っていただきたいなということで私自身も思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。曾我委員。

○曾我委員 学校図書については、ここにも書いてあるように、地方財政措置が用途を特定しない一般財源として措置されているということで、塩竈市教育委員会の中でも一生懸命努力されて計画的にはふやしていただいているというふうに思うんですが、やっぱり議会としても視察した上で、さらにやっぱり、一気に袖ヶ浦市みたいにはいかないにしても、予算をつけていただくと。これが非常に大事なんだろうというふうに思いますので、今回のこの決議をぜひ議会として上げていただき、充実されるようお願いしたいなと思います。

以上です。

○鎌田委員長 ほか、ご発言はございませんか。いかがですか。（「なし」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時29分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第7号は採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、請願第7号は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二